

川越市個人情報保護条例の一部改正（素案）について

平成 27 年 2 月
総務部 総務課

1 趣旨

平成 25 年 5 月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）が成立したことにより、国民一人一人に個人番号が付番され、社会保障・税・災害対策の各分野で利用されることとなりました。

番号法では、特定個人情報（注）について一般法よりもさらに厳格な保護措置を講じることとされていますが、その保護措置には、地方公共団体にも直接適用されるものと、地方公共団体において条例改正を行う必要があるものがあります。

地方公共団体における個人情報の取扱いは、その団体の定める個人情報保護条例によることから、番号法第 31 条では、地方公共団体は番号法の趣旨を踏まえ、保有する特定個人情報について適正な取扱いが確保されるよう、必要な措置を講じるものとされています。

このことから、番号法と川越市個人情報保護条例の間で整合性を保つため、同条例の一部改正を実施するものです。

（注）特定個人情報・・・個人番号をその内容に含む個人情報をいう。（番号法第 2 条第 8 項）

2 内容

番号法における特定個人情報の保護のための措置（番号法第 29 条）及び情報提供等記録の保護のための措置（番号法第 30 条）の規定を踏まえ、以下の改正を行おうとするものです。

目的外利用

- ・特定個人情報について原則として目的外利用を禁止するものとし、目的外利用が許容される例外事由を人の生命、身体又は財産の保護のために必

要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときとするものです。

- ・ 情報提供等記録の目的外利用を禁止するものです。

提供の制限

- ・ 特定個人情報及び情報提供等記録の提供ができる場合を規定しようとするものです。

開示・訂正・利用停止請求

- ・ 特定個人情報について、本人、法定代理人又は本人の委任による代理人からの特定個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求を認めるものです。また、特定個人情報については、利用制限、収集制限及び保管制限、ファイル作成制限並びに提供制限規制に対する違反の場合についても利用停止請求を認めるものです。
- ・ 情報提供等記録について、本人、法定代理人又は本人の任意による代理人からの開示請求及び訂正請求を認めるものです。

他の法令による開示の実施との調整規定

- ・ 特定個人情報及び情報提供等記録の開示について、他の法令等による開示の実施との調整規定を適用除外とするものです。

訂正の通知先

- ・ 情報提供等記録の訂正について、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し通知するものです。

3 施行期日

特定個人情報の保護のための措置については、番号法附則第1条に定める日（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行するものとし、情報提供等記録の保護のための措置については、番号法附則第1条5号に定める日（公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行するものです。